

御 杖 村 告 示 第 49 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により、告示する。

令和 8年 6月22日

御杖村長 伊藤 収宜

（「次のように」は省略し、その関係書類は御杖村役場産業建設課において、縦覧に供する。）